

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月18日(水) 号外第90号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (608) (畜産課) 2

告 示

鳥取県告示第608号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域
県下全域の養鶏農場（100羽以上家きんを飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）
- 3 実施の期日
令和2年11月19日から同年12月18日まで
- 4 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。